

## < 積立定期預金 > 商品概要説明書

青木信用金庫

平成 24 年 8 月 1 日現在

1. 商品名	積立定期預金
2. 販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人の方)
3. 期間	6 か月以上 10 年以下の範囲で満期日を設定いただけます。
4. 預入	
預入方法	契約期間内で分割預入(満期日の 1 か月前応当日を預入期限とします。)
預入金額	1 回当り 100 円以上
預入単位	1 円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息	
適用利率	・固定金利 各分割預入時における預入日から満期日の前日までの日数に応じたスーパー定期の店頭表示の利率を適用します。
利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	・個人の方のお利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・口座振替のお取扱い 普通預金等からの自動振替による預け入れができます。 ・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高 350 万円)まで非課税でご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入期間に応じたスーパー定期の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 ただし、適用利率は解約日の普通預金利率を下限とします。
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は、「積立定期預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
14. 預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)